

基調講演(要約)  
他と比べられない仕事  
——世帯雇用、ILO、そして家庭における労働の承認——

アイリーン・ボリス  
(カリフォルニア大学サンタバーバラ校)

この報告は、2011年、特筆すべきILO総会で、家事労働者たちが収めた驚くべき勝利に関する歴史的パースペクティブを提供するものである。

第1次大戦後のILO創設以来、家庭の仕事と家事労働者のための平等な権利の実現は不可能なようにみえた。形成途上のグローバルな労働基準レジームは「北」側の産業労働者の諸条件を規範とし、女性労働者を差異の問題とし、植民地化され、途上国における女性たちを産業諸国の女性たちとは異なる存在とした。世界各地で男性も女性も世帯雇用者として働いていたにもかかわらず、政策担当者たちは家事サービスを妻や母親による無賃労働と類似の、女性化された職業とみなし、報酬における男女平等推進における評価のテンプレートとなっていた産業労働の数々の仕事と同等とはみなさなかった。「労働は商品ではない」という1944年の見解にもかかわらず、家内労働者の自営活動が、まずは1980年代に、さらに2000年にこの問題を議題として認めさせるまで、ILOは家庭空間を雇用の場として取り扱うことに消極的であった。

第2次大戦以前、家事サービスとしての世帯雇用は、ILOの議論の俎上にはほとんどのぼらなかった。それは、一部の女性を売春に向かわせるような低賃金の仕事、あるいは別の選択肢があったら女性たちが忌避するようなスティグマ化された労働と考えられるのが常であった。これらの労働者を労働基準のもとに組み入れようとする散発的な試みにもかかわらず、家事労働は、1940年代末になってILOの婦人少年労働部による本格的な検討対象となるにいたる。この時期、他の部門の労働フェミニストや女性労働組合活動家たちが家事労働者を代弁した。男女平等賃金と家事労働の歴史は絡み合ったが、それは家事労働者に利益をもたらさなかった。

この帰結、ならびに労働基準の国際的な取り組みにおける女性と労働に関するディスコースの作動を理解するために、私は、制度的なアレンジメントと定義的概念化の問題を検討する。初めに、この物語を官僚制的、組織的文脈のなかに位置づけるためにILOの背景について説明する。次に、過去何十年にもわたって、このような労働を雇用の標準的概念と切り離そうとして繰り返されてきた、家事労働に関するいくつかのディスコースやイデオロギー的立場について述べる。最後に、スタンドポイントの問題について検討する。だれが家事労働者のために発言し、そのことがどのような意味をもったのか。制度的障害、イデオロギー的隠蔽、そして代表制における制限、これらが重なり合うようにして、家事労働者の仕事における平等な権利の欠落をもたらすにいたったのである。